

動物用医薬品の供給の実態について

- 1 前回（平成 28 年度）の家畜共済小委員会において、薬価の算定方法が改定前薬価を改定限度としていること及び商品ごとに薬価を設定できていないことにより、現場において動物薬が少なくなり、支障が生じるおそれがあるとの指摘があった。
- 2 平成 28 年度第 2 回農業共済部会において、本指摘について家畜共済小委員会の座長より報告を行い、まずは動物薬の製造販売業者に状況を確認して、適切に実態を把握した上で対応を検討すべきとされた。
- 3 これを踏まえ、経営局保険監理官においてこれまで確認したところ、動物薬の供給停止の主な理由としては、薬価の下落以外に、需要の減少、製造原価の著しい上昇等があった。また、薬価の下落により供給停止となった商品については、いずれも代替となる医薬品があることが確認された。
- 4 上記のことから、諮問にある薬価の算定方法は、従前と同様としているが、いずれにしても、本指摘があった家畜共済小委員会において、確認された最新の状況を説明の上、薬価基準について調査審議をしていただくこととしたい。